

(参考) 超小型モビリティ認定制度の概要

コンパクトで小回りが利き、地域の手軽な移動の足となる軽自動車よりも小さい二人乗り程度の自動車（超小型モビリティ）については、都市や地域の新たな交通手段など、生活・移動の質の向上をもたらす新たなカテゴリーの乗り物として期待されています。

今般、道路運送車両法に基づく基準緩和を活用した超小型モビリティの認定制度を本年1月に創設しました。

認定制度では、安全確保を最優先に考え、①高速道路等は走行しないこと、②交通の安全と円滑を図るための措置を講じた場所において運行すること、等を条件とした上で一部基準を緩和することとし、認定を受けた超小型モビリティは公道走行が可能です。

超小型モビリティ認定制度の概要

○対象とする超小型モビリティ

- ① 長さ、幅、高さが軽自動車の規格内の三・四輪自動車
- ② 乗車定員2人以下のもの（2個の年少者用補助乗車装置を取り付けたものにあつては、3人以下）
- ③ 定格出力8kW以下（又は125cc以下）のもの

○申請者




地方公共団体又は地方公共団体が組織した協議会

○認定時の保安基準の取り扱い

安全確保を最優先として、主に以下の取り扱いを行う。
 （主な例）制限された運行地域→座席の取付強度基準を緩和
 車幅の狭い車両→二輪の灯火器の保安基準を適用

○認定後の措置

- ・一台毎の基準適合性審査（いわゆる車検）を軽自動車検査協会にて実施
- ・使用者に対する運行地域、安全対策等の事前説明
- ・運行時には、各車両に認定書の写しを携帯させるとともに、申請者は、毎年運行結果を地方運輸局長に報告

定格出力 (電動自動車)	0.6kW以下	0.6kW超		
エンジン排気量	50cc以下	50cc超～660cc以下		
三・四輪車	歩行補助用具 (免許不要) ・時速6km以下 ・車検なし ・全長:1,200mm 全幅:700mm 全高:1,090mm 	第一種原動機付 自転車 ・全長:2,500mm ・全幅:1,300mm ・全高:2,000mm 	超小型モビリティ ・定格出力8kW以下 (又は125cc以下) ・乗車定員2人以下 (2個の年少者用補助乗 車装置を取り付けたも のにあつては3人以下) ・高速道路走行不可 	軽自動車 ・全長:3,400mm ・全幅:1,480mm ・全高:2,000mm ・車検あり ・乗車定員4人 ・高速道路走行可 

安全確保を最優先にしつつ、地域の手軽な移動の足として利活用

